

公

告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号。以下「法」という。）第６条第１項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

令和６年５月２７日

廿日市市長 松 本 太 郎

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（１） 名称

A コープファーマーズみやうち

（２） 所在地

廿日市市宮内四丁目１１１０－１ほか

２ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社 A コープ西日本

代表取締役 小笹 浩史

広島市西区草津港二丁目６番５０号

三菱 HC キャピタルエステートプラス株式会社

代表取締役 西喜多 浩

東京都千代田区丸の内一丁目６番５号

（変更後）JA 全農 A コープ株式会社

代表取締役 宗村 達夫

神奈川県横浜市泉区中田南三丁目２番３８号

三菱 HC キャピタルエステートプラス株式会社

代表取締役 野々口 剛

東京都千代田区丸の内一丁目６番５号

３ 変更の日

変更届出書における「備考」欄に記載のとおり

４ 変更する理由

変更届出書における「備考」欄に記載のとおり

５ 届出年月日

令和６年５月２２日

６ 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

（１） 縦覧場所

廿日市市産業部産業振興課（廿日市市下平良一丁目１１番１号）

(2) 縦覧期間

令和6年5月27日から令和6年9月27日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年9月27日

(2) 提出先

廿日市市産業部産業振興課